登米中学校運営協議会規約

第１条（目的）

本会は，学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として，登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下，保護者，地域住民等の学校運営への参画の支援及び協力を促進することにより，学校と保護者，地域住民等との間の信頼関係を深め，一体的な学校運営の改善及び生徒の豊かな学びと育ちに取組むことを目的とする。

第２条（名称・所在地）

「登米市学校運営協議会規則」に基づき次の名称とし，所在地を学校内とする。

「登米中学校運営協議会」（以下「本会」という。）　登米市登米町大字日根牛小川向１０番地

第３条（組織）

本会の委員は，20 名以内とし，次に掲げる者のうちから，教育委員会が任命する。

⑴ 本校に在籍する生徒の保護者

⑵ 本校の通学区域の地域住民

⑶ 本校の校長及び教職員

⑷ 前３号に掲げる者のほか，教育委員会が必要と認める者

２ 校長は，委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

３ 本会に事務局を置き，議事の記録，会の案内，企画・推進の連絡調整，情報発信を行う。

第４条 （委員の服務）

委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２ 前項に定めるもののほか，委員は，次に掲げる行為をしてはならない。

⑴ 本会及び学校の運営に支障を来す行為

⑵ 委員としての地位を営利行為，政治活動，宗教活動等に不当に利用すること。

⑶ 前２号に掲げるもののほか，委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

第５条（任期）

委員の任期は，３年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２ 委員は，再任されることができる。

第６条（会長及び副会長）

本会に，会長及び副会長を置き，委員の互選により選出する。

２ 会長は，会務を総理し，本会を代表する。

３ 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

４ 事務局長，庶務，会計を置き，学校職員が担当する。

第７条（基本的な方針の承認等）

校長は，次の各号に掲げる事項について，毎年度基本的な方針を作成し，本会の承認を得るものとする。

⑴ 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。
(3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
(4) 前３号に掲げるもののほか，校長が必要と認める事項
２　校長は，前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

第８条（会議）
会長は，校長と協議の上，本会の会議を招集し，会長がその議長となる。
２ 本会は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。
３ 本会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。
４ 会長は，必要があると認めるときは，校長と協議の上，会議に関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。
５　会長は，会議録を作成し，保管しなければならない。

第９条　（学校運営に関する評価及び報告）
本会は，学校の運営状況等について，毎年度１回以上の評価を行うものとする。
２ 本会は，毎年度，会議の開催状況やその他の本会の運営状況について，教育委員会に報告しなければならない。

第 10 条（委員の解任）
教育委員会は，本人からの辞任の申出があったとき，又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，委員を解任することができる。
(1) 第４条の義務に違反したとき。
(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
(3) 前２号に掲げるもののほか，教育委員会が解任する必要があると認めたとき。

第 11 条（学校運営への参画の促進等のための情報提供）
本会は，学校運営について，保護者，地域住民等の理解，協力，参画等を促進するため，運営状況等について，積極的な情報発信を行うよう努めなければならない。

附則
この規約は，平成３０年４月１日から施行する。